

反社会的勢力に対する基本方針

- 1 . 反社会的勢力による不当要求については担当者や担当部署だけに任せず理事長以下組織全体として対応する。
- 2 . 反社会的勢力による不当要求に備えて警察・（財）北海道暴力追放センター・弁護士等の外部の専門機関と密接な関係を構築する。
- 3 . 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たない、また反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
- 4 . 反社会的勢力による不当要求に対しては民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- 5 . 反社会的勢力の不当要求が事業活動上の不祥事や職員の不祥事を理由とする場合であっても事実を隠蔽するための裏取引は絶対に行わない。反社会的勢力への資金提供は絶対に行わない。

以上